

経営革新計画の承認とメリット

経営革新計画の承認を受けると、補助金や低利の融資など多様な支援策を受けることができます。

具体的な支援策の内容

税の優遇措置

- (1) 設備投資減税
- (2) 同族会社の留保金課税の停止措置

保証・融資の優遇措置

- (1) 信用保証の特例
- (2) 政府系金融機関による低利融資制度
- (3) 高度化融資制度
- (4) 小規模企業設備資金貸付制度の特例

補助金・投資の支援措置

- (1) 経営革新補助金
- (2) ベンチャーファンドからの投資
- (3) 中小企業投資育成株式会社からの投資

販路開拓の支援措置

- (1) 販路開拓コーディネート事業
- (2) 中小企業総合展

その他の優遇措置

- (1) 特許関係料金減免制度

こんなにたくさんの支援措置がありますが、
計画の承認は支援措置を保証するものではありません。
計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が必要となります。

「中小企業新事業活動促進法」では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。(新事業活動促進法第2条第6項)

従来から国や地方公共団体の経営革新に関する支援は、新事業創出促進法、中小創造法、経営革新法等の複数の法律に基づいたわかりにくいものとなっていました。今般、それらの法律を一体化してひとつの法律としました。